## 給与システム 平成 24 年版(Ver.H24.10)のリリースの予定

給与システム 平成 24 年版(Ver.H24.10)のシステムの対応予定についてご連絡いたします。 なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承願います。

1. 発行プログラム

2. システムの対応内容

# 1. 発行プログラム

次のプログラムの発行を予定しています。

## 1-1.発行プログラム

システム名	発行プログラム				
InterKX 給与計算・法定調書					
給与応援 Super スタンドアローン版					
給与応援 Super ネットワーク版	Ver.H24.10				
給与応援 Lite					
法定調書顧問					

## 1-2.バージョンアップ対象

システム名	バージョンアップの対象
	Ver.H23.10/Ver.H23.10.e1 • e2
	Ver.H23.11/Ver.H23.11.e1 • e2
Interna 福子訂昇·伍止調書	Ver.H23.12/Ver.H23.12.e1 • e2
	Ver.H23.13/Ver.H23.13.e1 • e2
給与応援 Super スタンドアローン版	Ver.H23.10/Ver.H23.10.e1 • e2
-	Ver.H23.12/Ver.H23.12.e1 • e2
	Ver.H23.13/Ver.H23.13.e1 • e2
給与応援 Super ネットワーク版	Ver.H23.10/Ver.H23.10.e1 • e2
-	Ver.H23.11/Ver.H23.11.e1 • e2
	Ver.H23.12/Ver.H23.12.e1 • e2
	Ver.H23.13/Ver.H23.13.e1 • e2
給与応援 Lite	Ver.H23.10/Ver.H23.12/Ver.H23.13
计中部中部组	Ver.H23.10/Ver.H23.10.e1
<b>広</b> 花 距 詞 音 顧 问	Ver.H23.12/Ver.H23.12.e1

1-3.リリース時期

## ■送品開始日(予定)

InterKX 給与計算・法定調書	:2012年11月16日	(金)
給与応援 Super	:2012年11月21日	(水)
給与応援 Lite	:2012年11月28日	(水)
法定調書顧問	:2012年11月22日	(木)

■InterKX インターネットダウンロード(ダウンロードマネージャー)の公開(予定) InterKX 給与計算・法定調書 : 2012 年 11 月 13 日(火) 9:00

## ■マイページのダウンロード公開(予定)

InterKX 給与計算・法定調書	:2012年11月13日(火)	9:00
給与応援 Super	:2012年11月13日(火)	9:00
給与応援 Lite	:2012年11月16日(金)	9:00
法定調書顧問	:2012年11月16日(金)	9:00

※保守契約にご加入で、改版納入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様 は、「エプソン会計システム マイページ」よりダウンロードが可能です。

## ■期限付きプロダクトID

Ver.H24.10 用の 2 週間限定プロダク	ト ID をご連絡します。
給与応援 Super スタンドアローン版	$: 876787 \cdot 143558 \cdot 321557 \cdot 687335$
給与応援 Lite	$: 857785 \cdot 243368 \cdot 302555 \cdot 787145$
法定調書顧問	$: 156115 \cdot 186352 \cdot 601985 \cdot 620139$

※タビスランドのダウンロードページからの先出し提供は行いません。 ※サポート用プログラムをご購入いただいている代理店様は、マイページよりプログラムを ダウンロードしていただくことが可能です。

## 1-4. 動作環境

Ver.H24.10 より動作環境に Windows Server 2012、Windows 8 が追加される予定です。

## 1-5.電子申告プログラムについて

給与システム Ver.H24.10 用の電子申告更新用プログラムについては以下のとおり 2 回にわけて ダウンロードのご提供を行う予定です。

## ■2012 年 11 月公開分

Ver.H24.10 で所得税徴収高計算書の資料、配当の支払調書の電子申告を行うためのプログラムです。このプログラムで平成 24 年分の法定調書の電子申告はできません。

ダウンロード公開(予定) : 2012年11月22日(木)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1						
システム名	発行プログラム	バージョンアップの対象					
InterKX 給与計算・法定調書							
給与応援 Super スタンドアローン版	Ver.H24.10.e1	Ver.H24.10					
給与応援 Super ネットワーク版							

## ■2013 年 1 **月**公開(予定)分

Ver.H24.10 で平成 24 年分の法定調書の電子申告を行うためのプログラムです。対応概要については、別途、電子申告 Ver.H24.14 のシステムインフォメーションにてご案内いたします。

ダウンロード公開(予定) : 2013年1月上旬

システム名	発行プログラム	バージョンアップの対象			
InterKX 給与計算・法定調書		Ver U2410			
給与応援 Super スタンドアローン版	Ver.H24.10.e2	Ver.H24.10			
給与応援 Super ネットワーク版		ver.n24.10.e1			
法定調書顧問	Ver.H24.10.e1	Ver.H24.10			

#### ■注意点

平成 23 年度版で電子申告を行われているお客様が、Ver.H24.10 にバージョンアップを行うと、 電子申告更新用プログラムを適用するまでの期間は電子申告が行えなくなります。

<u>特にインターネットダウンロードやマイページから、給与プログラム Ver.H24.10 を早期入手した</u> <u>場合や、法定調書顧問については Ver.H24.10 へのバージョンアップのタイミングについてご注意</u> ください。

## 1-6.11月中の予定日程(参考)

製品	田	月	火	水	木	金	±
	11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
			マイペーシ	<sup>ジ</sup> 公開			
Inter KX			タ゛ウンロート゛・	マネーシ・ャー公		リリース	
			開				
Super SA			マイペーシ	<sup>ジ</sup> 公開			
Super NW			マイペーシ	ジ公開			
Lite						マイペーシ	<sup>3</sup> 公開
法定調書						マイペーシ	<sup>ジ</sup> 公開
	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24
Inter KX					e1 公開		
Super SA				リリース	e1 公開		
Super NW				リリース	e1 公開		
Lite							
法定調書					リリース		
	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	
Inter KX							
Super SA							
Super NW							
Lite				リリース			
法定調書							

## 2. システムの対応内容

## 2-1. 税制改正対応

## ■生命保険料控除の改組

生命保険料控除が改組され、次の(1)から(3)までによる各保険料控除の合計適用限度額が 12 万円 とされました。

(1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

- イ 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」といいます。)のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に基づいて支払った保険料等(以下「介護医療保険料」といいます。)について、介護医療保険料控除(適用限度額4万円)が設けられました。
- ロ 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ 4万円とされました。

ハ 上記イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとされました。

支払った保険料等の金額	控除額
20,000 円以下	支払った保険料等の全額
20,001 円から 40,000 円まで	支払った保険料等の金額の合計額×1/2+10,000円
40,001 円から 80,000 円まで	支払った保険料等の金額の合計額×1/4+20,000円
80,001 円以上	一律 40,000 円

ニ 新契約については、主契約又は特約それぞれの保障内容に応じ、その保険契約等に係 る支払保険料等を各保険料控除に適用することとされました。

(2) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」といいます。)については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額5万円)が適用され、控除額の計算は次のとおりとなります。

支払った保険料等の金額	控除額
25,000 円以下	支払った保険料等の全額
25,001 円から 50,000 円まで	支払った保険料等の金額の合計額×1/2+12,500円
50,001円から100,000円まで	支払った保険料等の金額の合計額×1/4+25,000円
100,001 円以上	一律 50,000 円

(3)新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算 新契約に基づく保険料等と旧契約に基づく保険料等の両方の支払について一般生命保険料 控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(1)ロ及び(2)にかかわらず、一 般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額 (上限4万円)とされました。

- イ 新契約の支払保険料等につき、上記(1)ハの計算式により計算した金額
- ロ 旧契約の支払保険料等につき、上記(2)の計算式により計算した金額

《適用関係》

これらの改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます。

■様式変更:平成 24 年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書 平成 22 年度税制改正により生命保険料控除が改組され、平成 24 年分以後の所得税について適用 されます。

国税庁:



http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/h24\_05.pdf より

○生命保険料控除欄が変更されます。

- 一般の生命保険料、個人年金保険料欄に「新・旧の区分」列が追加されます。
- ・一般の生命保険料、個人年金保険料欄が1行追加されます。
- ・一般の生命保険料、個人年金保険料欄に新・旧区分別に控除額の計算する欄が追加されま
- *t*.
- ・介護医療保険料欄が追加されます。
- ・個人年金保険料欄の「支払開始日」が行ごと表示されるよう位置が移動します。
- ・計算式 I (新保険料等用)、計算式 II (旧保険料等用)欄が追加されます。
- ・生命保険料控除欄は一般の生命保険料、介護保険料、個人年金保険料の控除額の合計(最高120,000円)の計算に変更されます。

○社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除欄の位置が移動します。

- ・生命保険料控除欄に介護医療保険料、計算式Ⅰ(新保険料等用)、計算式Ⅱ(旧保険料等 用)欄が追加されたことに伴い、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除欄が右側に 移動します。
- ・社会保険料控除欄が3行から2行に変更されます。

## ■様式変更:給与所得の源泉徴収票

平成 22 年度税制改正により、平成 24 年分以後の「給与所得の源泉徴収票」について、年末調整 において「生命保険料の控除額」を記載する場合には、「新生命保険料の金額、旧生命保険料の 金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額」をそれぞ れ記載することになります。

それに伴い、「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、 「新個人年金保険料の金額」、「旧個人年金保険料の金額」の各欄が設けられ、「個人年金保険 料」欄がなくなります。

国税庁:

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/annai/pdf/23100051-7.pdf より

						2	平成		年纪	<b>分</b>	給与	所後	导の	源	泉	徵収	、票	Į									
支 払 を受け る 者	住所又は居所													日名	() E () Z	(受給者) (フリガナ (役職名)	番号) ·)										
種	- Carl		5	列	内	支	払	金 千	額	PI	給与	所得控	除後の 千	)金額	Щ	所得掛	たり しょうしん かいしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しん	の額の合計額	É ₽₽	源!	泉 忂	牧 収 千	税	額 円			
控制 の 有 無	余対象 の有無 (従れ)	配偶 等 訂従無	者老人	配偶控制	者特別 余の額 F P	控特日人	除 対 (f 定 (従人	象扶記偶者 老内	養親 (を除 人 人 従	族の ()   そ	の他 人 従人	障害 (本人) 特別 内	皆の数 を除く し その 人	) 他 等	:会 () () () () () () () () () () () () ()	保険料 )金都	타 順 円	主命保険料 の控除額 千 円	地の	震保険 控除 <sup>千</sup>	料 額 円	住宅 特別	:借入  控除 千	。 金等 の額 円			
(摘要)	住宅借 居住開	入金等4 始年月1	● 別控師 日	余可能帮	1	1	P		_		1	国民年4 配偶才 新生命	を保険料 すの合 保険料	等の金割 計 所 得 + の 金割	回 年 頁			円 介護医療   円 新個人年   円 旧個人年   円 四日第18	《保険 金保護 金保護	料の金幣 料の金幣 料の金幣	я я			円 円 円			
扶 16 養歳 親未 族満 人	未成年者	外 国 人	死亡退職	災 害 者	乙欄	本人か 特 別	<sup>藤</sup> 審者 その他	<u>寡</u> 一 般	婦 特 別	 - - - - - - - - - -	勤労学生	<sup>山</sup> 生 <sup>如</sup> 就職	中途 退職	が並 載 年	q ・ 追	月日	3	·····································	給料	料の量 皆 生 平	年 年 年	月 F	月	B			
支 払	住所 又に	f(居房 」所在	斤) 地				•	-			<u> </u>						_	~~		/				_		_	
者	氏名 整	又は 4 理	3称	0	国配	民印	■金保 者 0	険料	₿等 計	の金	额得						円円	分護医 新個人	源年	(保険 金保	) (約 () () () () () () () () () () () () ()	か: \$の	金割金割	Ę M	 	 	円
					新	新生命保険料の金額									円	旧個人	年:	金保	険料	<b>料の</b>	金額	A			円		
					旧	生	命保	<b>険</b> (	料の	) <b>金</b>	額						円	旧長期	損	書保	険料	<b>外の</b>	金額	A			円

#### ■復興特別所得税の創設

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保 に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法 人税」が創設されました。

個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、 復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収されることとされています。 実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の 合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。 (ただし、給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については平成25年分以後の源泉 徴収表に基づき徴収します。)

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】(1円未満の端数切捨て)

支払金額等 × 合計税率(%) = 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

【合計税率】

合計税率(%) = 所得税率(%) × 102.1%

【税率の例】

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

【給与に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収】

毎月の給与や賞与については、平成25年分の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別 所得税の合計額を徴収し、納付します。

【年末調整】

毎月の給与や賞与から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっていますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

【退職所得等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収】

イ「退職所得の受給に関する申告書」の提出があった場合 退職手当等の支払を受ける人がその支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出 した場合の退職手当等については、次の「退職所得の源泉徴収税額の速算表」を利用し

て所得税と復興特別所得税の合計額を算出し、その算出した税額を徴収し、納付します。 (1円未満の端数切捨て)

課税退職所得金額(A)	税額(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)-(C))×102.1%
1,950,000 円以下	5 %	—	((A)×5%))
3,300,000 円以下	10%	97,500 円	$((A) \times 10\% - 97,500 \square) \times 102.1\%$
6,950,000 円以下	20%	427,500 円	$((A) \times 20\% - 427,500 \square) \times 102.1\%$
9,000,000 円以下	23%	636,000 円	((A)×23% - 636,000 円)×102.1%
18,000,000 円以下	33%	1,536,000円	((A)×33% $-1,536,000$ 円)×102.1%
18,000,000 円 超	40%	2,796,000円	((A)×40% $-2,796,000$ 円)×102.1%

ロ「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなかった場合

退職手当等の支払を受ける人が、その支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提 出しなかった場合の退職手当等については、退職手当等の支払金額に20.42%を乗じた金 額が源泉徴収すべき所得税と復興特別所得税の合計額になります。(1円未満の端数切 捨て) 【報酬等または株式の配当等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収】

次のとおり源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税 率を乗じて計算した金額を徴収し、納付します。

なお、租税条約の規定により、所得税法及び租税条約特別措置法に規定する税率以下の限 度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】(1円未満の端数切捨て)

支払金額等 × 合計税率(%) = 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

【合計税率】

合計税率(%) = 所得税率(%) × 102.1%

《適用関係》

平成25年1月1日以降から復興特別所得税が源泉徴収されることとなります。 (平成49年12月31日まで)

## ■給与所得控除の改正

(1)その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

【給与所得控除額(給与等の収入額が1,000万円超の場合】

公ち卒の山へ入海	給与所得控除額				
和子寺の収入金額	改正前	改正後			
1,000 万円超 1,500 万円以下	給与等の収入金額×	給与等の収入金額× 5%+170万円			
1,500 万円超	5%+170万円	245 万円			

《適用関係》

この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。

(2)給与所得控除の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表(所法別表第二)及び日 額表(所法別表第三))、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(所法別表第四)及び 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表(所法別表第五)などについて所 要の改正が行われました。

《適用関係》

この改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

#### ■参照:平成25年分以後 源泉徴収税額表

平成25年分以後の給与等について、平成25年1月1日以後に所得税と復興特別所得税を併せて 源泉徴収する際に使用する源泉徴収税額表は以下をご参照ください。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/zeigakuhyo2012/01.htm

#### ■退職所得課税の改正

- (1)その年中の退職手当等のうち、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額(改正前:残額の2分の1)とされました。 (注1)「特定役員退職手当等」とは、退職手当等のうち、役員等勤続年数が5年以下である者が、退職手当等の支払者からその役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
  - (注2)「役員等勤続年数」は、退職手当等に係る勤続期間のうち、例えば、その退職手当等の支払を受ける者がその支払者の下において退職の日まで引き続き勤務した場合には、その引き続き勤務した期間のうち、役員等(次のイからハに掲げる者をいいます。)として勤務した期間をいいます。
  - イ 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外 の者で法人の経営に従事している一定の者
  - ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
  - ハ 国家公務員及び地方公務員

《適用関係》

この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。

(2)特定役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の改正に伴い、特定役員退職手当等に係る 役員等勤続年数の計算方法(所令 69 の 2)、特定役員退職手当等と特定役員退職手当等 以外の退職手当等がある場合の退職所得の計算方法(所令 71 の 2、319 の 2)、退職手 当等に係る源泉徴収税額の計算方法(所法 201)及び退職所得の源泉徴収票の記載事項(所 規別表第六(二))などについて所要の改正が行われました。

《適用関係》

この改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用されます。

#### ■退職所得に係る個人住民税改正について

平成23年度税制改正法(地方税)により

(1)退職所得に係る個人住民税の10%税額控除が廃止されます。

(2)特定役員退職手当に係る退職所得の計算について、退職所得控除後、2分の1とする措置 が廃止されます。

《適用関係》

この改正は、平成25年分以後に支払われるべき退職所得等について適用されます。

## 2-2.税制改正によるシステムの対応内容

■給与明細/賞与明細の所得税計算(法定調書顧問を除く)

・平成25年1月1日以後の給与計算で所得税と復興特別所得税を併せて源泉徴収するよう対応します。

選択した会社の処理年度(24年度/25年度以降)により、計算式や月額表を切り替えて 毎月の給与や賞与の源泉徴収税額が計算されるよう対応します。

・賞与明細/個別入力、賞与明細/一覧入力画面の税率を小数点以下3位まで表示されるよう対応します。

※平成 23 年度版で処理していた平成 25 年度データを Ver.H.24.10 ヘバージョンアップした 場合、登録済みの給与(賞与)明細を開いて所得税計算をやり直す必要があります。

※「支給日の特別処理:翌月日付(特別)」で運用している平成24年度の会社データの場合、 12月分25年1月支払であっても、平成24年分の所得とみなして、平成24年分の所得税 計算がされます。

12月分25年1月支払の給与明細を平成25年以降の所得税計算で計算したい場合は、年度 更新後の平成25年度データを「支給日の特別処理:翌月日付(特別)」で運用せず、「支 給日の特別処理:当月日付(通常)」で運用してください。給与明細を印刷する際「支給 月の前月を印字」をONにすれば、1月分給与を12月分(平成25年1月xx日支給)とし て処理することができます。

(「支給日の特別処理:翌月日付(特別)」は年間の所得税計算を1月分(2月支払)~ 12月分で計算するが、12月分の支払については翌年1月に支払わず、12月中の支払日に 変更して処理する場合に使用する機能です。)

## ケース 1. 当月締め翌月支払い・支払日ベースで年末調整を行う場合

例:12月分は前年12月1日から12月31日の間で締め、1月15日支払っている。 年末調整け **当年1日から12日**に支払った絵与・賞与をもとに行う

_														
	処珇	目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11 月	12 月
	締	日	12/31	1/31	2/28	3/31	4/30	5/31	6/30	7/31	8/31	9/30	10/31	11/30
	支払	て日	1/15	2/15	3/15	4/15	5/15	6/15	7/15	8/15	9/15	10/15	11/15	12/15

年末調整 ↑↑

● 給与システムでの設定

・計算条件:支給日の特別処理「当月日付(通常)」にします
・締日:締切日「31」 支払月「翌月」 支払日「15」にします

・給与明細書の印刷時:印刷設定画面の「月度の印字」で「□支給月の前月を印字」 のチェックをオンにします

## ケース 2. 当月締め翌月支払い・処理月ベースで年末調整を行う場合

例:1月分は1月1日から1月31日の間で締め、2月10日支払っている。年末調整は、当年 2月から12月に支払った給与・賞与をもとに行う。ただし、1月10日支払分は12月末日 に支払う

処理	目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月
締	日	1/31	2/28	3/31	4/30	5/31	6/30	7/31	8/31	9/30	10/31	11/30	12/31
支払	く日	2/10	3/10	4/10	5/10	6/10	7/10	8/10	9/10	10/10	11/10	12/10	12/31

年末調整 ↑↑

● 給与システムでの設定

・計算条件:支給日の特別処理「翌月日付(特別)」にします。

 ・締日:締切日「31」 支払月「翌月」 支払日「10」にします。12月分の月別 支払日を「12月31日」に変更します。

## ■扶養・保険料等控除申告書

[様式変更]

「保険料控除等申告書」の様式変更に対応します。

## ■年末調整/一覧入力

[項目追加・変更]

「保険料控除等申告書の設定」画面

•1	恰与所	f得者の保険料控除申告書◀	•						
		(IPA A SI MA A PAR	10 PA 10 0 44 95	保険期間等	保険等の契約者氏 名	保険金等の3	き取人	tr un	保険料等 の金額(a)
		体験会社育の石物	1未陕寺の推測			氏名	続柄	新・旧	
							-	18 💌	0
	般						-	18 🔻	0
	Ø						-	18 🔻	0
	苿						-	18 🔻	0
#	保	<ul><li>(a)のうち新保険の合計</li></ul>	0	新保険の計	資値①(最高40,000)	0	③=①+②(最	高40,000)	0
法命	険	<ul><li>(a)のうち旧保険の合計</li></ul>	0	旧保険の計	資値②(最高50,000)	0	のと③の大き	キい額(イ)	0
保	<u>م</u> ه						-		0
陳則	清保						•		0
控	医険	(a)の合計額	0				計算値(0)(量	高40,000	0
除							-	18 🔻	0
	íð						•	18 🔻	0
	合						-	IB 🔻	0
	金	年金の支払開始年月日						_	
	保	<ul><li>(a)のうち新保険の合計</li></ul>	0	新保険の計	資値④(最高40.000)	0	⑥=④+⑤(最	高40.000)	0
	PX	(a)のうち旧保険の合計	0	旧保険の計	宜値⑤(最高50,000)	0	⑤と⑥の大き	きい額(ハ)	0
			生命保険料控除	, 余額 計(イ)+	(口)+(ハ) (最高120	,000)			0
			保険等の種類	10.04.00.00	保険等の認約者氏	保険等の対象と	こなった	地震⊽は	保険料等
	地	保険会社寺の名称	(目的)	保険期間	名	家屋の居住者等	続柄	旧長期	の金額(A)
	震促						-	-	0
	険						-	-	0
	料	(A)のうち地震	8保険料の金額合計		0	<ul><li>(A)のうち旧長期:</li></ul>	損害保険料の	金額合計	0
	除	山山 赤 /日 PA (2) (中 PA (5)	地震(最高50	,000)	0	合計(4	最高50,000)		0
		吧酸味陕料控陈器	旧長期(最高1	5,000)	0				
÷	+ 除	☆1 ☆ /兄 F& の F6 #5	/P F4 #1 + +/ /+	0.2 %	保険料を負担する人		/9 Eds 401 /	T #5	
	È	紅雲味の種類	1.未陕科文仏尤	の名称	氏名	続柄	1 1 採陳料の金額		
1	*	<b>•</b>				•	Í	0	
L h						-		0	

○生命保険料控除欄

【一般の生命保険】

- ・入力行が1行追加されます。
- ・新・旧の選択欄が追加されます。(初期値:旧)
- ・「(a)のうち新保険の合計」:一般の生命保険で入力された内容のうち新・旧区分が 「新」のものを集計します。
- ・「(a)のうち旧保険の合計」:一般の生命保険で入力された内容のうち新・旧区分が 「旧」のものを集計します。
- ・「新保険の計算値①(最高 40,000)」:以下の計算に従って計算した結果を表示します。
- ・「旧保険の計算値②(最高 50,000)」:以下の計算に従って計算した結果を表示します。
- ・「③=①+②(最高 40,000)」:新保険の計算値①(最高 40,000)と旧保険の計算値②(最高 50,000)の合計額を表示します。(最高 40,000 円)
- ・「②と③の大きい額(イ)」:旧保険の計算値②(最高 50,000)と③=①+②(最高 40,000) を比べて大きい金額を表示します。

【介護医療保険】

- ・入力行が2行追加されます。
- ・「(a)の合計額」:介護医療保険料の合計が表示されます。
- ・「計算値(n)(最高 40,000)」:以下の新保険料の計算に従って計算した結果を表示します。

【個人年金保険】

- ・入力行が1行追加されます。
- ・新・旧の選択欄が追加されます。(初期値:旧)
- ・「年金の支払開始年月日」:入力項目が1項目追加されます。左から入力した日付が 順に1行目、2行目、3行目の個人年金保険に反映されます。
- ・「(a)のうち新保険の合計」:個人年金保険で入力された内容のうち新・旧区分が「新」 のものを集計します。
- ・「(a)のうち旧保険の合計」:個人年金保険で入力された内容のうち新・旧区分が「旧」 のものを集計します。
- ・「新保険の計算値④(最高40,000)」:以下の計算に従って計算した結果を表示します。
- ・「旧保険の計算値⑤(最高 50,000)」:以下の計算に従って計算した結果を表示します。

- ・「⑥=④+⑤(最高 40,000)」:新保険の計算値①(最高 40,000)と旧保険の計算値②(最高 50,000)の合計額を表示します。(最高 40,000 円)
- ・「⑤と⑥の大きい額(イ)」:旧保険の計算値⑤(最高 50,000)と⑥=④+⑤(最高 40,000) を比べて大きい金額を表示します。

区分	保険料の金額の合計	控除額
新保険料の	20,000 円以下	支払った保険料の金額の合計
計算	20,001 円から 40,000 円まで	支払った保険料の金額の合計×1/2+
		10,000 円
	40,001 円から 80,000 円まで	支払った保険料の金額の合計×1/4+
		20,000 円
	80,001 円以上	一律に 40,000 円
旧保険料の	25,000 円以下	支払った保険料の金額の合計
計算	25,001 円から 50,000 円まで	支払った保険料の金額の合計×1/2+
		12,500 円
	50,001 円から 100,000 円まで	支払った保険料の金額の合計×1/4+
		25,000 円
	100,001 円以上	一律に 50,000 円

・「生命保険料控除額 計(イ)+(ロ)+(ハ)」: ②と③の大きい額(イ)と計算値(ロ)(最高 40,000) と⑤と⑥の大きい額(ハ)の合計額を表示します。(最高 120,000 円)

○社会保険料控除欄

・入力行が1行削除されます。

※Ver.H24.10 ヘバージョンアップする前に、平成 23 年度版で年末調整/一覧入力の「保険 料控除等申告書の設定」画面の内容を事前入力した場合、生命保険料控除に設定された内 容はすべてバージョンアップにより旧契約の保険料として判定されます。バージョンアッ プ後に新・旧区分の見直しをする必要があります。介護医療保険は事前入力することはで きません。

また、社会保険料控除欄の3行目に入力した内容はバージョンアップ後に削除されます。 ご注意ください。 「年末調整/一覧入力」画面

		保険料等申告書
	新生命保険料	0
	旧生命保険料	0
/œ	介護医療保険料	0
1本 険	新個人年金保険料	0
料等	旧個人年金保険料	0
	地震保険料	0
	旧長期損害保険料	0
	配偶者の合計所得	0

○保険料等欄

- ・「生命保険料(一般)」「同(年金)」項目が削除されます。
- ・「新生命保険料」:「保険料控除等申告書の設定」画面の一般の生命保険「(a)のうち 新保険の合計」が反映されます。上書できます。
- ・「旧生命保険料」:「保険料控除等申告書の設定」画面の一般の生命保険「(a)のうち 旧保険の合計」が反映されます。上書できます。
- ・「介護医療保険料」:「保険料控除等申告書の設定」画面の介護医療保険「(a)の合計 額」が反映されます。上書できます。
- ・「新個人年金保険料」:「保険料控除等申告書の設定」画面の個人年金保険「(a)のうち新保険の合計」が反映されます。上書できます。
- ・「旧個人年金保険料」:「保険料控除等申告書の設定」画面の個人年金保険「(a)のうち旧保険の合計」が反映されます。上書できます。
- ・「生命保険料控除」:「保険料控除等申告書の設定」画面の「生命保険料控除額 計 (イ)+(ロ)+(ハ)」が反映されます。「年末調整/一覧入力」画面で「新生命保険料」~「旧 個人年金保険料」が上書されていた場合は上書値から計算された生命保険料控除額が 優先されて表示されます。
- ※Ver.H24.10 ヘバージョンアップする前に、平成 23 年度版で年末調整/一覧入力の保険料 等欄の内容を事前入力で上書入力した場合、「生命保険料(一般)」の上書値は「旧生命 保険料」に、「同(年金)」の上書値は「旧個人年金保険料」に移行されます。

[様式変更]

- ・「保険料控除等申告書」の様式変更に対応します。 「年末調整/一覧入力」画面で「新生命保険料」~「旧個人年金保険料」が上書されてい た場合は、対象の項目に"[上書入力]"の文字が印字されます。
- ・項目追加・変更に伴い「年末調整チェックリスト」「年末調整チェックリスト(表印刷)」の印刷項目を追加・変更します。
- ※平成25年分の年調計算については、平成25年度版プログラムで対応する予定です。平成 25年途中で非居住者となった人や、死亡退職した人などが対象となる年度途中での年末調 整には対応しませんので、あらかじめご了承ください。

#### ■源泉徴収簿

- ・⑧欄の下に表示される項目のうち「個人年金保険料支払額」については手引の記載に従い、 金額が印字されないよう対応します。
- ■年末調整一覧表・通知書
  - 「年末調整/一覧入力」「給与支払報告書/源泉徴収票」の項目追加・変更に伴い、画面 変更、「年末調整結果リスト(表印刷)」の印字項目の変更をします。
  - ・年末調整通知書(B5用)の⑧欄の下に表示される項目のうち「個人年金保険料支払額」に ついては手引の記載に従い、金額が印字されないよう対応します。

#### ■給与支払報告書/源泉徴収票

- [項目追加・変更]
  - ○保険等(円)欄
    - ・「個人年金保険料額」項目が削除されます。
    - 「配偶者合計所得」と「旧長期損害保険料額」項目の間に「新生命保険料額」「旧生 命保険料額」「介護医療保険料額」「新個人年金保険料額」「旧個人年金保険料額」 欄が追加されます。年末調整/一覧入力画面の保険料等欄の内容が反映されます。

[様式変更]

- ・給与支払報告書/源泉徴収票の様式変更に対応します。
- ・「年末調整/一覧入力」画面の住宅借入金等の「控除の種類」欄で「震:震災被害者」が 選択された場合、1回目だけ入力されていても摘要欄に「居住開始年月日 HXX.XX.XX 震 住借額 12,345,678」のように自動設定されるよう対応します。
- ■報酬等入力/報酬等の支払調書(給与応援 Lite を除く)・・・システム対応なし

報酬等入力や報酬等の支払調書(分離モード)の源泉徴収税額は入力(白色)項目であるため、復興 特別所得税の対応による自動計算はされません。手計算した結果を入力するようにしてください。

■(所)給与所得の源泉徴収票/退職者用(給与応援 Lite/法定調書顧問を除く)

[項目追加・変更]

○保険等(円)欄

- ・「個人年金保険料額」項目が削除されます。
- ・「配偶者合計所得」と「旧長期損害保険料額」項目の間に「新生命保険料額」「旧生 命保険料額」「介護医療保険料額」「新個人年金保険料額」「旧個人年金保険料額」 欄が追加されます。金額の表示、印字はされません。

[様式変更]

給与支払報告書/源泉徴収票の様式変更に対応します。

■(所)退職所得の源泉徴収票(給与応援 Lite を除く)

<b>キャンセル(ESC)</b> OK(F3) 野	更 要番号(F5) En刷(F9) Excel(F12)	<b>?</b> ∧⊮7°(F1)		
従業員コード	EP5001			
郵便番号	132-0024			
住所	東京都江戸川区一之江9-  8-7			
月  日住所	果尿都  江戸川  送一之  工9 -   8 - 7			
初融会	te ⊨			
12.職合				
提出区分				
				(単位·円)
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴	収税額
	(上段は内書)	(上段は内書)	市町村民税	道府県民税
所法第201条1項1号等	0	0		
	5,000,000	45,945	54,000	36,000
所法第201条1項2号等	0	0		
	0	0	0	0
所法第201条3項	0	0		
	U	U	Ų	Ų
「日本市長が目土地図会」	苗校士生業	計聯生日口	)日融生日口	
220 万四	■ <u></u> 動航牛数 ◎ 在			
320 7313		123 407000		
摘要				

- ・25 年度以降データでは「所法第201条1項1号等」「所法第201条3項」行の源泉徴収税額、特別徴収税額を税制改正の内容で自動計算されるよう対応します。
- ・25年度以降データに「特定役員退職手当等に該当する」のチェックを追加します。ON に すると「特定役員退職手当等」で「所法第201条1項1号等」「所法第201条3項」行の 源泉徴収税額、特別徴収税額が計算されます。OFF にすると「一般退職手当等」で計算さ れます。勤続年数が5年以下の場合のみチェックをON にできます。
- ・25 年度以降データの「勤続年数」を黄色(表示)項目から「計算(水色)項目」に変更します。 上書入力できます。

【源泉徴収税額の計算(所得税法第201条第1項第1号適用分:システム1行目の区分)】

○平成 24 年分まで



○平成25年分以降

• 特定役員退職手当等



一般退職手当等



なお、所得税法第201条第3項適用分(システムでは3行目の区分)については以下の計算により源泉所得税を計算します。

○平成 24 年分まで



○平成25年分以降(1円未満の端数切捨て)

【市町村民税・道府県民税の計算(地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項 第1号適用分(システムでは1行目の区分)、地方税法第50条の6第2及び第328条の6第2 項適用分(システムでは3行目の区分)共通)】

○平成 24 年分まで



- ※システムでは「一般退職手当等」と「特定退職手当等」が両方支給された場合の自動計算 には対応しておりません。その場合は手計算により源泉所得税額と特別徴収税額を上書入 力してください。
- ※平成23年度版で処理していた平成25年度データをVer.H.24.10 ヘバージョンアップした 場合、登録済みの退職所得の源泉徴収票を開いて源泉所得税額と特別徴収税額の計算をや り直す必要があります。

#### ■配当等の分配の支払調書(給与応援 Lite を除く)

平成 25 年度以降の会社データで、「課税分:一般分」で設定されている配当等の支払調書では、 配当等の金額が変更されたタイミングで源泉徴収の税額を「配当等の金額×20.42%(小数点以下 の端数は切捨て)」で計算されるよう対応します。(平成 24 年度データでは「配当等の金額×20%」)

※平成23年度版で処理していた平成25年度データをVer.H.24.10へバージョンアップした 場合、登録済みの配当等の支払調書の源泉徴収税額は自動で再計算されません。 登録済みの配当等の支払調書の配当等の金額を入力しなおして源泉徴収の税額を更新する か、<配当計算>により、配当等の支払調書を作成しなおす必要があります。

#### 2-3.社会保険改正対応

- ・保険料率について、25年度のサンプル会社と標準データの初期設定を改定後の料率(健康 保険料率については東京都の料率)に変更します。(法定調書顧問除く)
- ・以下の様式変更を行います。(給与応援 Lite/法定調書顧問除く)
  - (健・厚)被保険者資格喪失届(201)
  - (健)被扶養者異動届(202)
  - (健・厚)事業所関係変更届(104)
  - (健・厚)被保険者住所変更届 (218)

## 2-4.その他のシステムの変更点

#### ■セットアップ

給与応援 Super スタンドアローン版/法定調書顧問について、給与応援 Lite 同様、従来の重複 チェックに加えて、インターネット上でプロダクト ID を管理し、重複チェックを行う対応を行い ます。

#### ■辞書更新

郵便番号辞書、銀行コード辞書(法定調書顧問除く)、市町村辞書を更新します。

■汎用データ受入(法定調書顧問除く)

実績データに「月額変更データ」「算定基礎データ」の受入を追加します。(平成 22 年度版の仕様に戻します。)

#### ■従業員情報(法定調書顧問除く)

- ・厚生年金保険料率変更時、従業員情報で厚生年金保険区分「あり」かつ厚生年金の報酬月 額が0円で設定されている従業員の保険料については0円で計算するよう対応します。
- ・起動時に 40 歳または 65 歳に到達した従業員(「介護保険区分:年齢判定計算」に限る) については介護保険メッセージが表示されるよう対応します。

## ■給与(賞与)明細(法定調書顧問除く)

起動時、65歳到達により表示される介護保険メッセージに「いいえ」を答えた場合、従業員情報 に登録されている介護保険を上書(緑色)項目に変更するよう対応します。(従業員情報も同様)

## ■年末調整/一覧入力

- ・住宅借入金等「控除の種類」「控除の種類(2回目)」に「認:認定長期住宅」の選択肢を追加します。
- 「家族情報・扶養控除等異動申告書の設定」画面から「職業」列を削除します。
- ・部門や従業員数の登録がかなり多い会社データでも年調計算の時間がかからないよう対応 します。(例:部門数 250、従業員数 1500 人で2時間→5分程度まで改善予定)

#### ■法定調書合計表

- ・「災害者区分:災害者」で登録されている従業員であっても、「(A)俸給,給料,賞与等の総額」「(A)のうち丙欄適用の日雇労働者の賃金」「(B)源泉徴収票を提出するもの」欄の集計対象となるよう対応します。
- 「税理士番号」欄について、0から始まる税理士番号の入力を可能とします。
- ・A4 白紙印刷の「6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表(314)」の「あっせん手数料」を「あっせん手数料等」に変更します。

## ■配当等の分配の支払調書(給与応援 Lite 除く)

「配当等の金額」「源泉徴収税額」が10桁入力されている場合も枠内に印字されるよう対応 します。

#### ■年調合併(給与応援 Lite/法定調書顧問除く)

処理する合併元会社において住民税の納付先の設定で「コード」と「市町村コード」が不一致の 登録が多数(50件程度)ある場合、<合併元会社の選択>で対象の会社データを選択して処理を 行うとエラーが発生する現象に対応します。

以上、よろしくお願いいたします。